

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 44(オ)843	原審裁判所名	高松高等裁判所
事件名	所有権確認請求および所有権移転登記手続等反訴請求	原審事件番号	昭和 43(ネ)157
裁判年月日	昭和 44 年 12 月 19 日	原審裁判年月日	昭和 44 年 5 月 8 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集第 23 卷 12 号 2539 頁		

判示事項	代理人が直接本人の名で権限外の行為をした場合と民法一一〇条の類推適用
裁判要旨	代理人が直接本人の名において権限外の行為をした場合において、相手方がその行為を本人自身の行為と信じたときは、そのように信じたことについて正当な理由があるかぎり、民法一一〇条の規定を類推して、本人はその責に任ずるものと解するのが相当である。

全 文	
主 文	
	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	
	上告人の上告理由第一点、第三点および第四点について。 <u>代理人が本人の名において権限外の行為をした場合において、相手方がその行為を本人自身の行為と信じたときは、代理人の代理権を信じたものではないが、その信頼が取引上保護に値する点においては、代理人の代理権限を信頼した場合と異なるところはないから、本人自身の行為であると信じたことについて正当な理由がある場合にかぎり、民法一一〇条の規定を類推適用して、本人がその責に任ずるものと解するのが相当である。</u> しかし、本件において、原審の確定するところによれば、上告人は、原判示売買契約締結の際、被上告人Bの代理人であるDが上告人に交付したB名義の印鑑証明書に記載された生年月日の記載にもさほど留意しないで、Dが被上告人Bの実印と印鑑証明書を所持し、本人らしい言動に出たことから、自己と同年代の右Dを一五歳も年上の被上告人Bと誤信したというのであり、その他原審認定の事実関係のもとにおいては、右誤信は上告人の過失に基づくもので、同条所定の「正当ノ理由」がないとした原判決（その引用する第一審判決を含む。以下同じ。）の判断は正当であり、原判決に所論の違法はない。論旨引用の判例は、いずれも事案を異にし、本件に適切でない。所論は、独自の見解に立つて原判決に異見をいうものにすぎず。採用することができない。
	同第二点について。 原審は、上告人はDをもつて被上告人B自身であると誤信したものである旨認定しているのであり、その認定は原判決挙示の証拠によつて是認できるから、上告人の、Dをもつて権限ある代理人と誤信したことを前提とする表見代理の主張はすでにその前提において排斥されたものというべきであり、原判決が明示に排斥の判断を示さなかつたからといつて、なんら所論の違法はない。論旨は採用できない。 よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員的一致で、主文のとおり判決

する。

(裁判長裁判官 草鹿浅之介 裁判官 城戸芳彦 裁判官 色川幸太郎 裁判官 村上朝一)

---

※参考：判例タイムズ 243 号 197 頁、判例時報 581 号 32 頁、金融商事判例 203 号 6 頁、不動産取引の紛争と裁判例〈増補版〉RETIO65 頁